

## 小谷村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車時のヘルメット着用が、努力義務化以降も浸透していない状況であることを踏まえ、着用の促進を図るため、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することに関し、小谷村補助金等交付規則（昭和36年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもののうち、令和5年4月1日以降に購入されたものをいう。ただし、当該ヘルメットの購入費用等に対し、他の補助金の交付を受けたものを除くものとする。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク

カ その他 アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、村長が認めるもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請時点において村内に住所を有し、かつ、現に居住している者

(2) 令和5年4月1日以降にヘルメットを購入した者

(3) 過去に、長野県内の他の市町村で、長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者

(4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨

てるものとする。

- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、小谷村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に対し、ヘルメットを購入した日から原則として90日以内に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等）
- (2) 第2条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの（ヘルメットの写真等）
- (3) 申請者の本人確認ができるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）
- (4) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

- 2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。

(遡及規定)

第6条 令和6年1月1日から令和6年3月31日までにヘルメットを購入した場合は、令和6年度に交付申請を行うことができる。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、小谷村自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

- 3 村長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、小谷村自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 村長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は村長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 申請者が令和5年4月1日から令和5年12月31日までにヘルメットを購入した場合には、第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに様式第1号及び同条各号に定める書類を提出しなければならない。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付申請については、同日後もなおその効力を有する。